

の初診日)」を「発症年月日」として労災支給決定したのである。

したがって、この事務連絡にあるように「よって、一般的には」で前後の文章をつなげて、「当該傷病名を診断した医療機関の初診日をもって診断確定日＝発病年月日とする」と結論付けるのは間違っている。また、②で「転医前の医療機関の初診日を診断確定日と認め得る余地も否定されない」と例外的に認めるような書き方も間違っている。「発病時期は後に至って当該業務上疾病であることが診断された日ではなく、現実に療養（医療）が必要となった時期である」だけで必要十分であり、これに付け足された①「よって、一般的には」以降

の文言と②の文言は、補償の幅を狭めるものでしかない。この事務連絡は補償を狭くするためにあえて誤った解釈を示したと詮索せざるを得ない。

※2004年の大阪労働局事務連絡については、取り上げた厚生労働省報告-2004年8・9月号6頁の他、同年10月号60頁、2005年5月号56頁も参照のこと。事務連絡は撤回されたものの、「現実に療養（医療）が必要となった時期」であることを各労働基準監督署に口頭で確認したということで、誤りに対する反省もなかった。繰り返されることのないよう、監



視が必要である。
(神奈川労災職業病センター)

れた。そこで飯塚労働基準監督署を訪れ労災申請に関する相談を行ったのであった。

2012年12月5日のことである。

飯塚労基署の担当官はさっそく調査を開始し、2013年1月16日には署内において本人からの聴取を行っている。当時のBさんは酸素吸引器が手放せない状態であり、数時間にも及ぶ調取書づくりは「とても疲れた」と漏らされていたそうである。

その甲斐もあって聴取書には、「配管工の仕事は、新築の家やビルやマンションの配管工事や、住宅やビルの改修工事の時の配管の保温材の撤去をしていました。増改築の時、配管の保温に石綿が巻かれていました。それをバラすのにサンダーを使って切っていました」「小学校の解体工事をしたこともあります。鉄骨に吹き付けられている石綿を剥がしたりして配管工事をしたこともあります」「吹き付け作業をしている作業場で間に合わないので、一緒に中に入って作業をしたこともあります」と、石綿曝露作業に従事したことを訴える内容がしっかりと記録された。事業場名や工事の場所についても記録されている。

復命書によると、労基署から意見を求められた労災医員も、「びまん性肥厚は）左右とも胸壁の1/2以上の広がりをもつ」「一定レベル以上の高石綿ばく露を受けた可能性がある」「びまん性胸膜肥厚と職業的石綿曝露の間に医学的相当因果関係が存することを否定できないと考える」と

取下げ後再申請経て認定

福岡●労働局・労基署の対応にも問題

福岡県飯塚市にお住まいのAさんから相談を受けたのは、2010年の年末に実施した「石綿労災認定事業場公開ホットライン」がきっかけであった。Aさんの弟であるBさんの労災申請の件で悩んでおられ、新聞に掲載されたホットラインの番号を見てかけてこられたのだった。

Bさんは、若い頃から配管工事を行う会社を転々とし、2006年頃には肺の異常により呼吸困難に苦しむようになった。当初は中皮腫が疑われたが、病名がハッキリ

しないまま療養を続けることになり、2012年に「びまん性胸膜肥厚」と診断された。

主治医の勧めもあり、環境保全機構に認定申請を行ったところ、著しい呼吸機能障害を伴う「びまん性胸膜肥厚」と判定され、同年11月16日付けで認定された。

当時61歳のBさんは、月10万円強の療養手当では生活がままならず、年金受給の相談に訪れた社会保険事務所の職員から労働基準監督署に行くことを勧めら

意見を述べている。

しかし、職歴の中で一番長く19年間務めた設備会社の経営者が、労基署の調査に対して石綿の取り扱いについて否定したため、労基署の担当者からBさんに何度も問い合わせの電話が入ったそうである。「同僚の名前や誰と一緒に仕事をしたのか」「働いていたことを証明するものはないか」等々を訊ねられても、数十年も前のことを正確には覚えていないため、回答できないのである。

そうしたなかでBさんは、2013年5月14日に、「何度も職歴を聞かれてもわかりませんので取下げします」と取下げ願書を提出したのだった。ちなみに、先ほどの労災医員の意見書は、5月10日付けで労基署宛に提出されていた。

その後Bさんは2015年10月に亡くなられた。

AさんとBさんのご家族からの相談を受け、2016年1月8日に再び飯塚署に労災申請を行った。今回の調査においても、設備会社の経営者は、石綿の取り扱いについて否定した。

しかし、今回の調査官は、飯塚市の石綿管の使用状況について調査を行い、「飯塚市の水道管に石綿管が使用されていたことが資料により判明した」「このことから、被災労働者が当該事業場に所属していた期間すべてに石綿ばく露作業に従事していたと認めるべきである」と判断し、石綿曝露作業に従事していた期間も合計25年10か月と認定した。


そして、2016年7月にBさんのご家族の元に認定の通知が届い

たのであった。

経営者が石綿の使用を認めないことや、事業場が労災申請に協力しないことはよくあることである。配管工が石綿に曝露する可能性が高い職種であることも、専門家であれば認識して当然である。なぜBさんの生前中に認定できなかったのか、残念で仕方ない。

2012年1月に博多でアスベスト相談会を実施したが、その際に肺がんを発症された大工さんが相談に来られた。「飯塚労基署へ労災申請に行ったら、『じん肺管理区分申請を行い、その後

労災申請してください』と言われた」という内容だった。持参された石綿健康管理手帳を拝見すると、両肺に胸膜プラークありと記入されていた。

この方についても労災申請を行い業務上と認定されたが、肺がんを発症され療養中であるにも関わらず、管理区分の申請手続や石綿健康管理手帳の申請手続で大変苦勞されていた。同時期に2件も問題となる取り扱いがあったことは偶然ではなく、飯塚署及び福岡局の体質を問う必要があると考える。
(ひょうご労働安全衛生センター)

労基署白らが申請を妨害

広島●石綿肺がん企業交渉で補償

広島県内の造船所において、鉄構溶接職として約17年間勤務したAさん。退職後の2002年に肺がんを発症し、同年8月に右肺の上中葉切除術を行った。その後の経過はよく、2007年9月に主治医から「治癒」と診断された。

治癒後の2007年10月末、勤務していた会社からAさんのもとに「石綿による疾病に係る健康相談窓口のお知らせ」との手紙が届いた。「過去に石綿製品を取り扱っていたので、健康管理手帳や労災申請手続のサポートを行う窓口を開設した」との通知であった。早速会社の相談窓口と連絡すると、2008年2月末に集団

相談会を実施するので参加するようにとの指示であった。

相談会では、石綿健康管理手帳の取得をアドバイスされ、手続を行った結果、2008年5月に手帳が交付された。この時点でも休業補償の請求権は存在していたが、会社も労働局も労災制度に関する説明を行わなかった。

手帳を交付されたAさんは、2008年12月に呉市の中国労災病院において初めての健康診断を受けた。その際に、医師の勧めで石綿小体計測を行ったところ、2009年2月に結果が出た。乾燥肺1g当たり25,805本。石綿肺がんの認定基準とされている5,000